

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■付託議案

【予算案】

第142号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号） [関係分]

第166号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算（第7号） [関係分]

…P1～8

■報告事項

① 安来市切川地区工業用地造成事業について

…P9

② 企業立地計画の認定について

…P10～11

令和7年12月12日・15日

商 工 労 働 部

第142号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算(第6号)【関係分】

商工労働部 令和7年度11月補正予算(11/25提案通常分)の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	200,991	0	200,991	100.0
款5.労働費	2,345,369	0	2,345,369	100.0
款7.商工費	14,607,276	0	14,607,276	100.0
部合計	17,153,636	0	17,153,636	100.0

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	933,710	0	933,710	100.0
観光振興課	1,529,972	0	1,529,972	100.0
しまねブランド推進課(商工費)	743,915	0	743,915	100.0
産業振興課	4,251,840	0	4,251,840	100.0
企業立地課	2,816,382	0	2,816,382	100.0
中小企業課	4,532,448	0	4,532,448	100.0
雇用政策課	2,345,369	0	2,345,369	100.0
部合計	17,153,636	0	17,153,636	100.0

3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	1,042,243	0	1,042,243	100.0
中小企業制度融資等	36,338,590	0	36,338,590	100.0
部合計	37,380,833	0	37,380,833	100.0

観光振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,529,972	0	1,529,972	【財源】国 0 使・手 その他 0 県 0
1 “ご縁も、美肌も、しまねから。”観光総合対策事業費	518,258	0	518,258	債務負担行為:22,000(R7年度～R8年度) ⇒ 別紙P3

令和7年度11月補正予算【観光振興課】

観光キャラクター「しまねっこ」活用事業

1. 事業概要

しまねっこ運用委託

- ・しまねっこSNSへの投稿と県内イベント（隠岐除く）の参加調整並びに出演対応
- ・集客力のある県外イベントへの参加

2. 予算概要

本事業の現行受託事業者である(株)M Iしまねより、後継者不足により会社経営の継続が困難なため廃業することとなり、令和7年度末をもって事業から撤退するという申し出があったことから、令和8年度は新規事業者を選定する必要がある。

また、新規事業者による円滑な業務運営には、事前に2ヶ月程度の業務準備期間を要し、年度当初からの事業遂行には提案競技を早期に実施する必要があるため、債務負担行為を設定する。

3. 債務負担行為の設定

対象期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

限度額 22,000千円

4. 今後の流れ

令和7年12月19日 公募開始

令和8年1月中旬 提案競技審査会

令和8年2月上旬 契約締結、準備期間

令和8年4月以降 新契約での委託開始

第166号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算(第7号)【関係分】

商工労働部 令和7年度11月補正予算(12/10追加提案分)の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	200,991	0	200,991	100.0
款5.労働費	2,345,369	0	2,345,369	100.0
款7.商工費	14,607,276	561,800	15,169,076	103.8
部合計	17,153,636	561,800	17,715,436	103.3

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	933,710	443,800	1,377,510	147.5
観光振興課	1,529,972	0	1,529,972	100.0
しまねブランド推進課(商工費)	743,915	0	743,915	100.0
産業振興課	4,251,840	118,000	4,369,840	102.8
企業立地課	2,816,382	0	2,816,382	100.0
中小企業課	4,532,448	0	4,532,448	100.0
雇用政策課	2,345,369	0	2,345,369	100.0
部合計	17,153,636	561,800	17,715,436	103.3

3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	1,042,243	0	1,042,243	100.0
中小企業制度融資等	36,338,590	0	36,338,590	100.0
部合計	37,380,833	0	37,380,833	100.0

商工政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	933,710	443,800	1,377,510	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 443,800
1 LPガス価格高騰緊急対策事業費	439,800	443,800	883,600	⇒ 別紙 P6 ※繰越明許費:443,800

産業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,251,840	118,000	4,369,840	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 118,000
1 ものづくり産業総合支援事業費	723,737	118,000	841,737	⇒ 別紙 P8(中小企業特別高圧電力緊急対策事業) ※繰越明許費:118,000

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業

予算額：443,800千円

1. 趣旨

- ・ 国は、令和7年9月に終了した都市ガス等支援について、令和8年1月から3月まで（3か月）を対象に再開
- ・ この国の支援の対象外となっている、LPガスの消費者の負担軽減をはかる。

2. 事業内容

- ・ 対象期間は、令和8年1月～3月（3か月）
- ・ 実施時期は、令和8年5月以降を予定

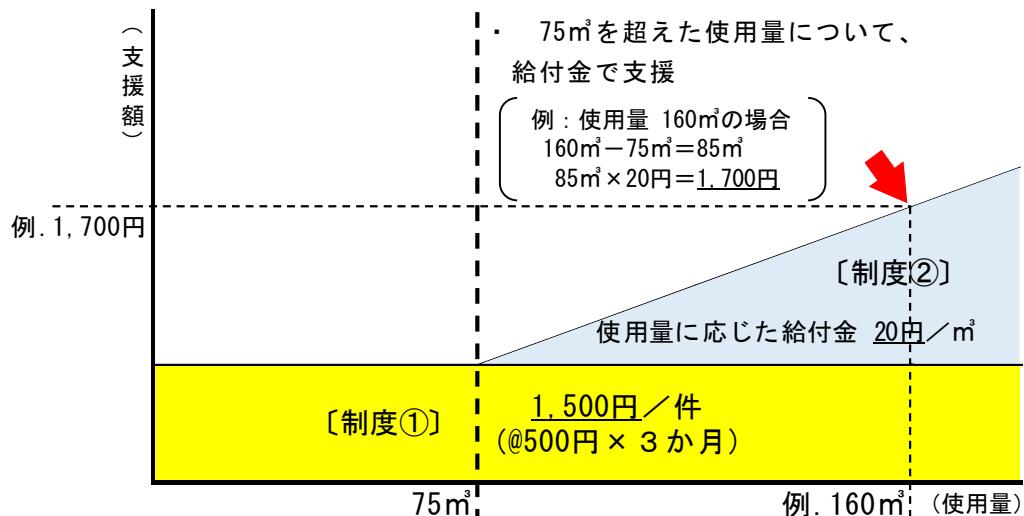
区分	支援対象	支援方法	支援金額等（※）	
定額支援 (値引き)	一般家庭等の消費者	販売事業者が消費者の利用料金から値引き	制度①	<p>[支援金額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大<u>1,500円</u>／件 <p>[販売店協力金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 値引き協力金：50,000円 ・ 実施件数加算：60円／件 ・ システム改修費：最大500,000円
従量支援 (給付金)	定額支援の対象者	消費者からの申請に対し、給付金を支給	制度②	<p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間の合計使用量が75m³を超える消費者（75m³以下は制度①による支援） <p>[支援金額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>20円</u>／m³（上限180万円／件）
	定額支援が適用されない消費者（工業利用等）		制度③	<p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額支援（値引き）が適用されない質量販売と高压ガス保安法の対象（工業利用等）のLPガス消費者 <p>[支援金額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>20円</u>／m³（上限60万円／月） ※ 25m³以下は一律500円／月

※ 令和5年度及び令和6年度の支援と同様に、都市ガスに対する国の支援単価を基準に支援金額を設定すると、定額支援250円／月、従量支援：10円／m³となるが、LPガス価格が、都市ガスとは異なり、第1回支援時（令和5年度6月補正）から変わらず高止まりしている現状を踏まえ、支援金額を第1回支援時の額まで引き上げて設定

3. 予算額 443,800千円（内訳：支援原資370,900千円、事務費等72,900千円）

※ 事務が翌年度にわたることから、令和8年度へ繰越

(イメージ図) 値引き 1,500円／件、給付金 20円／m³の場合



4. 参考（これまでの支援）

	第1回 (R5.6補正予算)	第2回 (R5.11補正予算)	第3回 (R6.11補正予算)	第4回 (R7.6補正予算)
対象期間	令和5年1月～9月	令和5年10月～令和6年4月	R7年1月～3月	令和7年7月～9月
実施時期	令和5年10月～11月	令和6年5月～6月	令和7年5月～6月	令和7年10月～11月
制度①	[支援金額] 最大4,250円/件 [販売店協力金] 値引き協力金：5万円/者 実施件数加算：60円/件 システム改修費：最大50万円	[支援金額] 最大2,000円/件 [販売店協力金] ※第1回と変更なし	[支援金額] 最大1,200円/件 [販売店協力金] ※第1回と変更なし	[支援金額] 最大1,500円/件 [販売店協力金] ※第1回と変更なし
制度②	[対象者] 対象期間において、25m ³ を超える使用量の月がひと月以上ある消費者 [支援金額] 20円/m ³ (9月分は10円/m ³) 上限120万円/月 (9月分は60万円)	[対象者] 対象期間の合計使用量が200m ³ を超える消費者 [支援金額] 10円/m ³ 上限200万円/件	[対象者] 対象期間の合計使用量が75m ³ を超える消費者 [支援金額] 16円/m ³ 上限144万円/月	[対象者] 対象期間の合計使用量が75m ³ を超える消費者 [支援金額] 20円/m ³ 上限180万円/月
制度③	[対象者] 定額支援(値引き)が適用されない質販売と高圧ガス保安法の対象(工業利用等)のLPガス消費者 [支援金額] 20円/m ³ (9月分は10円/m ³) 上限120万円/月 (9月分は60万円)	[対象者] 定額支援(値引き)が適用されない質販売と高圧ガス保安法の対象(工業利用等)のLPガス消費者 [支援金額] 10円/m ³ 上限30万円/月	[対象者] 定額支援(値引き)が適用されない質販売と高圧ガス保安法の対象(工業利用等)のLPガス消費者 [支援金額] 16円/m ³ 上限54万円/月	[対象者] 定額支援(値引き)が適用されない質販売と高圧ガス保安法の対象(工業利用等)のLPガス消費者 [支援金額] 20円/m ³ 上限60万円/月
予算額	1,104,600千円	613,100千円	400,500千円	439,800千円

中小企業特別高圧電力緊急対策事業

予算額：118,000千円

1. 趣旨

- ・ 国は冬場の電気料金（低圧電力・高圧電力）に対する負担軽減支援について、総合経済対策の一つとして、令和8年1月から3月までの電気料金を対象に実施決定
- ・ この国の支援の対象外となっている、特別高圧契約で電力を利用している中小企業及びみなし大企業に対する支援を実施

2. 事業内容

対象企業	① 特別高圧契約で電力を利用する中小企業 ② 特別高圧契約で電力を利用するみなし大企業のうち直近の決算※において営業損益が赤字の企業 ③ 特別高圧契約で電力を利用する大規模店舗にテナント入居する中小企業及び直近の決算※において営業損益が赤字のみなし大企業		
支援期間 ・単価	・令和8年 1月 2.3円／kWh×使用量 2月 2.3円／kWh×使用量 3月 0.8円／kWh×使用量		各月の支援単価は、高圧契約で電力を利用する者に対する国の支援単価と同じ単価で設定
上限額	中小企業 900万円 みなし大企業 「350万円」又は「直近の決算※における営業損益の赤字額から250万円を除いた額」のいずれか小さい額		
実施事務	・対象企業から県への申請により支援金を交付 ・申請期間（予定）：令和8年4月中旬から5月下旬		

※直近の決算 決算日が令和7年3月31日以前の決算のうち直近のもの

3. 予算額 118,000千円（※事務が翌年度にわたることから、R8年度に繰越）

4. 参考（これまでの支援）

対象期間	R5年1月～9月	R5年10月～R6年4月	R6年8月～10月、R7年1月～3月	R7年7月～9月
支援期間 ・単価	R5年1月～8月:3.5円／kwh R5年9月:1.8円／kwh	R5年10月～R6年4月:1.8円／kwh	R6年8月～9月:2.0円／kwh R6年10月:1.3円／kwh R7年1月～2月:1.3円／kwh R7年3月:0.7円／kwh	R7年7月、9月:1.0円／kwh R7年8月:1.2円／kwh
予算額	R5年6月補正:440百万円 R5年9月補正:96百万円	R5年11月補正:202百万円	R6年11月補正:152百万円	R7年6月補正:81百万円
支援 上限額	・中小企業:5,000万円 ・みなし大企業: 2,000万円または直近及び2期前の決算（基準日R5.9末）の合算における営業赤字額のいずれか小さい額	・中小企業:2,000万円 ・みなし大企業: 800万円又は直近及び2期前の決算（基準日R5.9末）の合算における営業赤字額から2,000万円を除いた額のいずれか小さい額 ※9月補正分と合わせて2,800万円	・中小企業:1,400万円 ・みなし大企業: 600万円又は直近決算（基準日R6.9末）における営業赤字額のいずれか小さい額	・中小企業:550万円 ・みなし大企業: 250万円又は直近決算（基準日R7.3末）における営業赤字額のいずれか小さい額

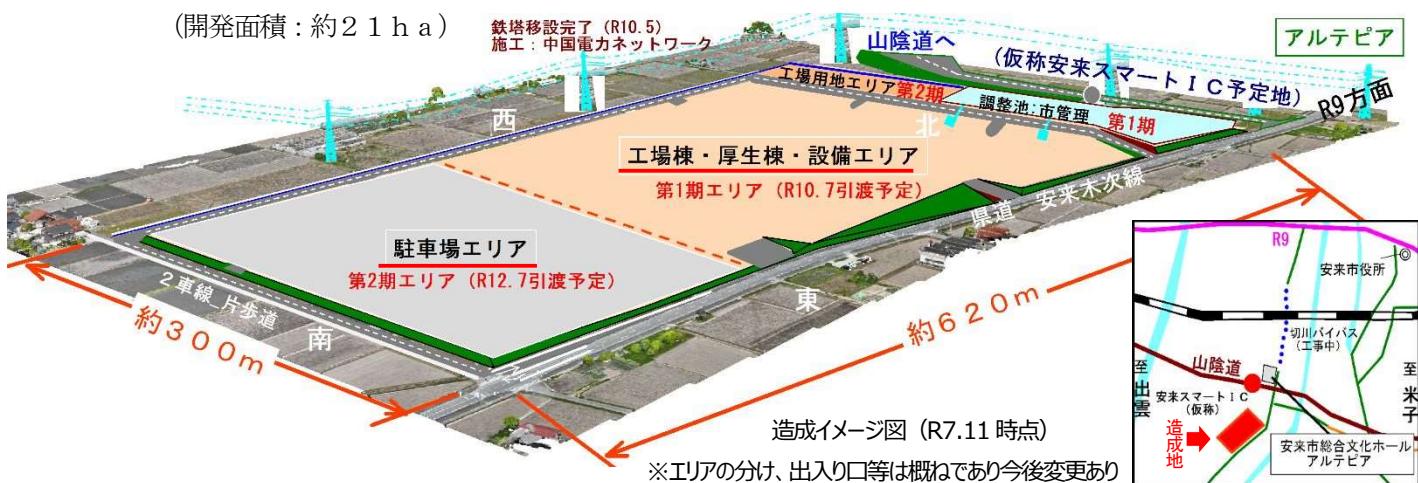
安来市切川地区工業用地造成事業について

1. 経過等

- ・ R7年4月 株出雲村田製作所、安来市及び県の間で造成事業基本協定書を締結
- ・ 同 4月 造成詳細設計等に着手（企業局）
- ・ 同 6月 地権者(62名)と土地売買契約完了
- ・ 同 7月 造成地の設計等に関する地元説明会の開催
- ・ 同 10月 安来市において地区計画を策定し10/27付告示（市街化調整区域内のため）
- ・ 同 11月 開発許可協議を開始（完了目途：R8.1月下旬）
- ・ R8年3月 工事着手（準備工事：残土搬入に向けた進入路設置等）

2. 設計検討状況

(1) 計画概要



- ・ 県（造成側）と企業（建築側）で施工区分を調整中ではあるが、県で実施する地盤改良工事が、当初想定より減額となる見込み。

(2) スケジュール

造成地の引渡しは2段階（R10.7・R12.7）としており、企業局における工事等のスケジュールは次のとおり

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	備考
詳細設計等							
用地買収・補償移転							
準備工事		仮設道設置・残土受入					
造成工事（1期）	«1期エリア»		引渡				
造成工事（2期）	«2期エリア»			引渡			

3. その他

- ・ 建物計画及び電子部品の生産品目はR10年頃決定予定。建物は最短でR12年頃完成予定
- ・ 操業当初は、24時間3交代で200名程度の従業員を想定
- ・ 下水道整備区域外であるが、生活排水は企業負担により公共下水に接続

企業立地計画の認定について 株式会社リードコナンの立地計画の概要（増設）

株式会社リードコナンは、システム開発などの受注拡大に対応するため、松江市内で事業所の移転新設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和7年11月19日に、株式会社リードコナン、松江市の間で立地に関する覚書を締結した。

1 会社概要

- (1) 会 社 名 株式会社リードコナン
(2) 所 在 地 岩手県盛岡市太田七丁目2番5号
(3) 代 表 者 名 代表取締役 伊東 正文 (いとう まさぶみ)
(4) 設 立 年 月 平成元年1月
(5) 資 本 金 10,000千円
(6) 県 内 事 業 所 山陰開発センター（松江市北陵町）
(7) 従 業 員 数 97名（うち、県内常用従業員数5名）
(8) 事 業 内 容 住民課税支援パッケージシステムの開発・運用など

2 計画の概要（事業拡大に伴う社屋の建設）

- (1) 立 地 場 所 松江市北陵町62（ソフトビジネスパーク島根）
(2) 敷 地 面 積 1,800.00m²
(2) 建 物 面 積 560m²（木造（SE工法）2階建）
(3) 投下資本額 394,548千円
(5) 操 業 開 始 令和9年11月
(6) 常用従業員数

申 請 時	5名
操 業 時	10名（5名増）
操業後1年	12名（2名増）
操業後2年	14名（2名増）
操業後3年	16名（2名増）
計	（11名増）

(7) 事 業 内 容 ソフトウェア開発（自治体向け税務LANシステムの開発・運用・サポート）

【県の支援見込額】

企業立地促進助成金

- ・投資助成 337,200千円 × 5% = 16,860千円 (※1)
- ・雇用助成 1,000千円 × 11名 = 11,000千円 (※2)

拠点工業団地立地促進補助金

- ・土地取得補助 57,348千円 × 15% = 8,602千円
- 合計 36,462千円

(※1)建物・償却資産分

(※2)すべて新卒・UIターンの場合

企業立地計画の認定について 株式会社ピーエスシーの立地計画の概要（増設）

株式会社ピーエスシーは、システム開発などの受注拡大に対応するため、松江市内の事業所の増設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和7年12月16日に、株式会社ピーエスシー、松江市の間で立地に関する覚書を締結する予定。

1 会社概要

(1) 会 社 名	株式会社ピーエスシー
(2) 所 在 地	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル南館25階
(3) 代 表 者 名	代表取締役 鈴木 正之 (すずき まさゆき)
(4) 設 立 年 月	平成8年9月
(5) 資 本 金	187,781千円
(6) 県内事業所	松江ラボ（松江市殿町）
(7) 従 業 員 数	764名（うち、県内常用従業員数10名）
(8) 事 業 内 容	システム構築・運用・保守、システム導入支援、アプリケーション開発、AI導入支援、デジタルマーケティングなど

2 計画の概要（ニアショア開発拡大に伴う松江ラボの拡充）

(1) 立 地 場 所	松江市学園1丁目2-1 くにびきメッセ6階												
(2) 建 物 面 積	106.6 m ² (賃貸借)												
(3) 投下資本額	13,722千円												
(5) 操 業 開 始	令和8年2月												
(6) 常用従業員数	<table><tr><td>申 請 時</td><td>10名</td></tr><tr><td>操 業 時</td><td>10名</td></tr><tr><td>操業後1年</td><td>15名 (5名増)</td></tr><tr><td>操業後2年</td><td>18名 (3名増)</td></tr><tr><td>操業後3年</td><td>20名 (2名増)</td></tr><tr><td>計</td><td>(10名増)</td></tr></table>	申 請 時	10名	操 業 時	10名	操業後1年	15名 (5名増)	操業後2年	18名 (3名増)	操業後3年	20名 (2名増)	計	(10名増)
申 請 時	10名												
操 業 時	10名												
操業後1年	15名 (5名増)												
操業後2年	18名 (3名増)												
操業後3年	20名 (2名増)												
計	(10名増)												
(7) 事 業 内 容	ニアショア開発（チャットボット、業務効率化等のアプリケーション開発）及び社内DX（人材管理アプリ）開発など												

【企業立地促進助成金の見込額】

・投資助成	13,722千円	×	5%	=	686千円
・雇用助成	1,000千円	×	10名	=	10,000千円 (※)

合計 10,686千円

(※) すべて新卒・UI ターンの場合